

# ○市町村の公立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則

(平成14年3月22日規則第4号)

(趣旨)

**第1条** この規則は、市町村の公立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、補償の手続きその他条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則で「学校医等」、「補償」、「管理者」又は「組合市町村等」とは、それぞれ条例第1条及び第2条に規定する学校医等、補償、管理者または組合市町村等をいう。

(補償の請求方法)

**第3条** 補償を受けようとする者は、補償の請求書を組合市町村等の長を経由して管理者に提出しなければならない。

(補償の支給方法)

**第4条** 管理者は、補償の請求書を受領した場合には、これを審査し、補償に関する決定を行い、速やかに請求者に書面でその決定に関する通知をするとともに、補償を行わなければならない。

(休業補償の額の減額)

**第5条** 学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養中において勤務その他の業務の一部に従事した場合における公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号。以下「政令」という。）第4条の規定による休業補償の額は、補償基礎額から当該勤務その他業務の一部に従事したことによりその日に得られる給与その他の収入の額を差し引いた額の100分の60に相当する額とする。

(遺族補償年金の請求の代表者)

**第6条** 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため、代表者の選任をすることができないときは、この限りでない。

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により、代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、速やかに書面でその旨を組合市町村等の長を経由して管理者に届け出なければならない。この場合には、あわせてその代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

(所在不明による支給停止の申請等)

**第7条** 政令第11条第1項又は第2項の規定により遺族補償年金の支給の停止又は支給の停止の解除を申請する者は、遺族補償年金支給停止申請書又は遺族補償年金支給停止解除申請書を組合市町村等の長を経由して管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請に基づき、遺族補償年金の支給を停止し又は支給の停止を解除したときは、組合市町村等の長を経由して当該申請を行った者に速やかに書面でその旨を通知しなければならない。

(年金証書)

**第8条** 管理者は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、あわせて年金証書を交付しなければならない。

2 管理者は、すでに交付した年金証書の記載事項（年金の額に係る記載事項を除く。）を変更する必要がある場合は、当該証書と引換えに新たな証書を交付しなければならない。

3 管理者は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

**第9条** 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した証書を添えて、証書の再交付を組合市町村等の長を経由して管理者に請求することができる。

2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、速やかに組合市町村等の長を経由して管理者に返納しなければならない。

**第10条** 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく、当該年金証書を組合市町村等の長を経由して管理者に返納しなければならない。

（療養の現状報告）

**第11条** 療養補償に係る療養の開始後1年6月を経過した日において当該負傷又は疾病が治っていない者について、同日後1月以内に、療養の現状等に関する報告書を組合市町村等の長を経由して管理者に報告しなければならない。

（定期報告）

**第12条** 年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に、障害の現状報告書又は遺族の現状報告書により、その障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関する報告書を組合市町村等の長を経由して管理者に提出しなければならない。ただし、管理者があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

（届出）

**第13条** 年金たる補償を受ける者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を組合市町村等の長を経由して管理者に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更した場合

(2) 傷病補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合

イ その負傷又は疾病が治った場合

ロ その障害の程度に変更があった場合

(3) 障害補償年金を受ける者にあつては、その障害の程度に変更があった場合

(4) 遺族補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合

イ 政令第10条第1項（同項第1号を除く。）の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合

ロ その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増減を生じた場合

ハ 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が55歳に達したとき（政令第8条第1

項第4号に規定する障害の状態にあるときを除く。)又は政令第8条第1項第4号に規定する障害の状態になり若しくはその事情がなくなったとき(55歳以上であるときを除く。)

2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、遅滞なく、その旨を組合市町村等の長を経由して管理者に届けなければならない。

3 前2項の届出をする場合には、その事実を証明することができる書類その他の資料を組合市町村等の長を経由して管理者に提出しなければならない。

(第3者の行為による災害についての届出)

**第14条** 補償の原因である災害が第3者の行為によって生じたときは、補償を受けるべき者は、その事実、第3者の氏名及び住所(第3者の氏名及び住所がわからないときは、その旨)並びに被害の状況を、遅滞なく、組合市町村等の長を経由して管理者に届け出なければならない。

(請求書等の様式)

**第15条** 次の各号に掲げる請求書等の様式は、市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和54年規則第13号)に定める様式の例による。

- (1) 災害発生報告書
- (2) 公務災害補償通知書
- (3) 療養の給付請求書
- (4) 療養補償請求書
- (5) 休業補償請求書
- (6) 傷病補償年金請求書
- (7) 傷病補償年金変更請求書
- (8) 障害補償年金請求書
- (9) 障害補償一時金請求書
- (10) 障害補償変更請求書
- (11) 障害補償年金差額一時金請求書
- (12) 障害補償年金前払一時金請求書
- (13) 介護補償請求書
- (14) 遺族補償年金請求書
- (15) 遺族補償年金前払一時金請求書
- (16) 遺族補償一時金請求書
- (17) 葬祭補償請求書
- (18) 未支給の補償請求書
- (19) 遺族補償年金支給停止申請書
- (20) 遺族補償年金支給停止解除申請書
- (21) 年金証書
- (22) 障害の現状報告書
- (23) 遺族の現状報告書
- (24) 災害補償記録簿
- (25) 傷病補償年金等記録簿

(26) 障害補償年金等記録簿

(27) 遺族補償年金等記録簿

(記録簿)

**第16条** 管理者は、災害補償記録簿及び年金記録簿を備え、必要事項を記入しなければならない。

**附 則**

この規則は、平成14年4月1日から施行する。